

# 高等学校生徒及び高等専門学校学生による薬物乱用防止 広報啓発映像及びポスター応募要領

## 1 趣 旨

青少年の薬物乱用問題については、近年、乱用される薬物が多様化する中、中高生を含む若年層の大麻事犯検挙人員が増加しており、低年齢化傾向が見られるなど、依然として青少年への広がり懸念される極めて憂慮すべき事態が続いている。

このため、中高生をはじめとした青少年が薬物乱用の誘いを断ち、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、高等学校生徒及び高等専門学校学生が主体となって薬物乱用防止を訴える広報啓発映像及びポスター（以下「作品」という。）を全国高等学校生徒及び高等専門学校学生から募集し、同年代の視点に立った広報啓発活動を展開する。

## 2 主 催

文部科学省

## 3 応募資格

国公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1～3学年に在籍中の生徒及び学生の作品であること。

## 4 応募条件

### (1) 広報啓発映像

- ① 作品はいずれも未発表のものとする。
- ② 映像時間は30秒以内でまとめること。なお、映像の最後に制作した学校（放送部であれば部活名）及び文部科学省のクレジットを入れることとし、クレジットを含めて30秒以内とする。
- ③ 制作に当たっては、広報啓発映像に登場する著作物や出演者、協力していただいた方々などに放映のための承諾を得ておくこと（別紙応募用紙の提出をもって承諾したものとみなす）。なお、出演者は自校生に限る。
- ④ 大型スクリーンを使用しての放映に耐えうる画質であること。
- ⑤ 台本を提出すること（別添様式ひな型を参照）。なお、台本には以下のものを必ず含めること。
  - ・制作意図（200字以内）
  - ・制作スタッフ、キャスト
  - ・使用著作物一覧表：作品に使用した著作物《音楽・効果音・新聞・書籍・美術品・写真・パソコンソフト及びデータ・テレビ番組等》の一覧をすべて記載。著作権処理が不要のものであっても必ず記載。
  - ・レコード会社の音源使用許諾申請書及び回答書：著作権隣接権がレコード会社にある音楽を使用した場合は必ず添付。
  - ・著作権フリーの条件を示した部分の写し（コピー）：著作権フリーの音源を使用した場合には必ず添付。

・その他、音楽以外の著作物を利用する際にも、必要な処理を必ず事前に行い、許諾を示す書類を台本末尾に添付。

⑥ 著作権処理については別紙1に従うこと。

## (2) ポスター

① ポスターの内容は、主に中高生をはじめとした青少年を対象に薬物乱用の危険性を啓発するとともに、自分の生涯にわたる健康の保持増進、夢の達成のためには、薬物の誘いに乗らない、やらないといった強い意志を表現したものとす。

② ポスターの内容には、固有名詞（個人名、学校名等）、記号（句読点を含む）及びマーク（商標、校章、商品ロゴ等）は入れないこと。なお、「NO! DRUG!」等のメッセージの有無は問わない。

③ 作品はいずれも未発表のものとし、応募は1人1点とする。

④ 以下のような規格・画材等とする。

ア 規格は、原則として四つ切り画用紙（横370mm×縦540mm）を使用。

イ 彩色及び画材は自由。

ウ 作品は、縦位置（縦長）。

## 5 応募方法等

### (1) 応募方法

応募は学校単位で行うこととし、個人の直接の応募は受け付けない。

なお、応募方法は以下のとおりとする。また、応募作品は原則として返却しない。

I 広報啓発映像は、必要事項を記入した別紙2応募用紙を添えて、台本とともに、DVD-Rに保存し、郵送すること。なお、一つの部活動等から複数作品を応募する場合は、連番を付すこと（例；〇〇学校◇◇部A、〇〇学校◇◇部Bなど）。

II ポスターは、折らないようにした上、必要事項を記入した別紙3応募用紙を添えて、郵送すること。なお、別紙3は、1枚をポスター裏に貼り付けるとともに、もう1枚を添えること。

### (2) 応募締切

平成30年9月28日（金） 必着

### (3) 提出先（問い合わせ先）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-6734-2976（直通）

FAX：03-6734-3794

## 6 審査

### (1) 審査方法

作品は、教育委員会関係者、学校関係者、医療関係者、関係機関職員等から成る薬物乱用防止広報啓発活動審査会において審査する。

### (2) 審査基準

① 薬物乱用防止をアピールしたものであることが明確であること。

② 自分の生涯にわたる健康の保持増進、夢の達成のためには、薬物の誘いに乗らない、やらないといった意志決定、行動選択を強くアピールするものである

こと。

- ③ 薬物乱用の危険性をアピールしたものであること。ただし、不適切な表現は避けること（例えば流血、刃物等、掲示した際に不快感を与える表現）。
- ④ 医薬品に対する誤解や偏見を与える表現は避けること（例えば、「違法薬物」を「薬」「くすり」などと表現しないこと）。
- ⑤ その他、広報啓発映像に限った審査基準
  - ・制作技術（企画構成、制作の手法、演出・編集・技術）
  - ・音声だけでも薬物乱用防止をアピールしていることが理解できること。

### （3）決定

趣旨に添ったもので、（2）の審査基準に則り、委員の評価の高いものを、数点優秀作品として選定し、その中から最優秀作品を決定する。なお、最優秀作品は、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

### （4）公表

審査結果は、文部科学省ホームページに公表予定。応募者に対する審査結果の通知は、文部科学省ホームページへの公表をもってかえる。

## 7 使 用

最優秀作品は複製・印刷し、薬物乱用防止に関する全国的な広報啓発活動に使用する。また、最終選考に残ったポスター作品は、中央合同庁舎第7号館共用ロビーに展示する。なお、作成者の学校・学年・氏名等も掲載することとする。

### （1）最優秀作品の放映及び掲載方法・場所

I 広報啓発映像は、全国高等学校野球選手権大会、Jリーグのリーグ戦及び全国高等学校総合体育大会などの場での大型スクリーンにおいて、試合前、試合途中等に放映する予定

II ポスターは、全国の高等学校及び高等専門学校に配布する予定

### （2）最優秀作品の放映及び掲載期間

採用後1年間程度

## 8 著 作 権

最優秀作品において発生した著作権〔著作者の権利（人格権及び財産権並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、文部科学省に帰属する。また、人格権については行使しない。〕

## 9 そ の 他

（1）応募作品の返却は行わない。

（2）応募作品を他の団体の主催するコンクール等に応募することはできない。

ただし、各都道府県等において入賞した作品を、都道府県等の推薦により応募することはできるが、その場合であっても作品の返却は行わない。